

令和4年4月

各 位



国土交通省直轄工事・業務の「電子保証」開始に伴う
インターネット保証サービスの更改等に関するお知らせ

令和4年3月14日、中央建設業審議会が前払金保証及び契約保証の電子化（電子保証）を許容するよう公共工事標準請負契約約款の改正を勧告したことを受け、国土交通省は4月1日付けで直轄工事請負契約約款、業務委託契約約款を改正し、電子保証を開始する方針を示しました。

これに伴い、弊社は、インターネット保証サービス（以下、「Net Desk」という。）について、国土交通省直轄工事・業務の電子保証に対応した新サービス「保証証書電子交付サービス」を追加・更改し、Net Deskの利用規約を下記のとおり一部改正しますので、ご承知おきいただきますようお願い申し上げます。

詳しくは、最寄りの弊社営業部・支店までお問い合わせください。

記

1. 国土交通省直轄工事・業務の「電子保証」開始日
5月9日（月）
2. Net Desk 更改日及び利用規約改正日
4月25日（月）
3. 利用規約の新旧対照条文
別添のとおり

以上

インターネット保証サービス利用規約 新旧対照条文

(下線は変更部分を示します。)

現 行	改 正
<p>(サービスの内容)</p> <p>第1条 本規約において「インターネット保証サービス」(以下、「本サービス」という。)とは、次の各号に定めるサービスの総称とします。</p> <p>①～③ (略)</p> <p>(新設)</p> <p>④当社が本サービスに付随して追加提供するサービス</p> <p>(新設)</p>	<p>(サービスの内容)</p> <p>第1条 本規約において「インターネット保証サービス」(以下、「本サービス」という。)とは、次の各号に定めるサービスの総称とします。</p> <p>①～③ (略)</p> <p><u>④保証証書の電子交付サービス</u></p> <p><u>⑤当社が本サービスに付随して追加提供するサービス</u></p> <p><u>(保証証書の電子交付サービス)</u></p> <p>第8条</p> <p><u>1. 保証証書の電子交付サービスを利用する場合、利用者は、当社が別に定める方法、手順により、保証証書の電子交付を受けるものとします。ただし、保証証書に記載する発注者(以下、「発注者」という。)が電子保証(本条に定めるサービス及び当社指定のクラウドサービスをもって保証証書を発注者の閲覧に供するシステム、サービスの総称であって、電磁的方法を活用して保証契約にかかる権利・義務を生じさせる仕組みの総体をいう。以下において同じ。)の利用を認めた場合に限り、</u></p> <p><u>2. 前項に定める保証証書の電子交付に加え、電気通信回線を通じて発注者の閲覧に供することを目的に、当社は利用者に代わり、保証契約情報を当社指定のクラウドサービスに送信、提供するものとします。当該保証契約情報</u></p>

現 行	改 正
<p>(届出事項の変更)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>(手続内容等の記録)</p> <p>第9条 本サービスにおける手続内容の記録については、第5条2項及び第6条2項に基づき利用者が正しい内容として確認した申込内容に規定するを、本サービスに使用している当社所有機器上の電子的データ等として当社所定期間に限り保管されるものとしします。</p> <p>(利用者情報の取扱)</p> <p>第10条 (略)</p>	<p><u>は、保証証書の電子交付に使用する同一の電子情報処理組織より生成されます。</u></p> <p><u>3. 本条に定めるサービスには、電子保証の利用において、当社指定のクラウドサービスに保管される保証契約情報を発注者が電気通信回線を通じて閲覧するために必要となる保証契約を識別するための符号の利用者への交付を含みます。</u></p> <p><u>4. 電子交付した保証契約に変更、訂正等が生じた場合、保証証書の交付は全て電子交付によるものとしします。</u></p> <p>(届出事項の変更)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>(手続内容等の記録)</p> <p>第10条 本サービスにおける手続内容の記録については、第5条2項及び第6条2項に基づき利用者が正しい内容として確認した申込内容及び第8条に規定する<u>電子交付された保証証書</u>を、本サービスに使用している当社所有機器上の電子的データ等として当社所定期間に限り保管されるものとしします。</p> <p>(利用者情報の取扱)</p> <p>第11条 (略)</p>

現 行	改 正
<p>(解除等) <u>第 1 1 条</u> (略)</p>	<p>(解除等) <u>第 1 2 条</u> (略)</p>
<p>(規約等の変更) <u>第 1 2 条</u> (略)</p>	<p>(規約等の変更) <u>第 1 3 条</u> (略)</p>
<p>(免責) <u>第 1 3 条</u> (略)</p>	<p>(免責) <u>第 1 4 条</u> (略)</p>
<p>(準拠法) <u>第 1 4 条</u> (略)</p>	<p>(準拠法) <u>第 1 5 条</u> (略)</p>
<p>(規定の準用) <u>第 1 5 条</u> (略)</p>	<p>(規定の準用) <u>第 1 6 条</u> (略)</p>
<p>(管轄裁判所) <u>第 1 6 条</u> (略)</p>	<p>(管轄裁判所) <u>第 1 7 条</u> (略)</p>
<p>附則 この規約は<u>2 0 1 5 年 5 月 7 日</u>から実施する。</p>	<p>附則 この規約は<u>2 0 2 2 年 4 月 2 5 日</u>から実施する。</p>